

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

(統計課) 一

○統計主事設置規則を廃止する規則

(同) 二

訓 令 甲

○統計調査事務取扱規程を廃止する訓令

(統計課) 二

規 則

統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

統計調査条例施行規則(平成四年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第2条関係)

(表面)

第 号

実地調査従事証明書

県基幹統計調査の名称

職名及び氏名

生年月日 年 月 日

上記の者は、統計調査条例第6条第1項の規定により、
実地調査をすることができる者を証明します。

有効期限 年 月 日

写 真

縦 4.0cm

横 3.0cm

年 月 日

宮 城 県 知 事 印

(裏面)

統計調査条例(平成4年宮城県条例第15号)(抄)

(実地調査等)

第6条 知事等は、県基幹統計調査のため必要があるときは、第4条の規定により申告を命ぜられた者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は県基幹統計調査に関する事務に従事する者に、必要な場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により実地調査をする者は、その職務を示す証明書を携帯して関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による実地調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。

三 第6条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の統計調査条例施行規則様式第一号による実地調査従事証明書は、改正後の統計調査条例施行規則様式第一号によるものとみなす。

統計主事設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

統計主事設置規則を廃止する規則

統計主事設置規則（昭和六十年宮城県規則第三十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十六号

統計調査事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

統計調査事務取扱規程を廃止する訓令

統計調査事務取扱規程（平成四年宮城県訓令第十六号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。